

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ウォーターシステム
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事（般－5）第462167号
許可を受けている建設業の種類	と、電、管

2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年3月13日
根拠法令	建設業法第29条第1項
処分の内容	<p>建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社ウォーターシステムの代表取締役が、刑法第204条傷害罪により罰金の刑に処せられ、令和7年8月14日にその刑の執行が終了した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。</p>